

[事案 30-233] 契約内容遡及変更請求

・令和元年 7 月 27 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約時に遡及して募集人が説明したとおりの保障内容への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 6 月に契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、契約時に遡及して募集人が説明したとおりの保障内容（積立型）に変更してほしい。それが認められない場合には、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人から、満期時に約 300 万円が受け取れると説明された。
- (2) 申込書等の署名は自署ではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような積立型の契約を思わせるような発言はしていない。
- (2) 申込書等の署名は申立人が自署している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が誤説明をしたとは認められず、申立人に契約締結の意思がなかったとは認められないが、申込書等の署名について、募集人自身が申立人に頼まれて記入したことを認めている部分の筆跡と比較すると、募集人の筆跡と酷似しており、募集人が署名した可能性を否定できないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。